

社会保険ひろしま

第1号

- 年頭のごあいさつ
- 賞与支払届は忘れずにご提出ください
- 平成30年中に国民年金保険料を納付された皆様へ
- 年金受給者の皆様へ
- 平成30年度「医療費のお知らせ」送付のご案内
- 『ひろしま企業健康宣言』参加企業の募集
- 傷病手当金・出産手当金記入時の注意事項について
- 「働き方」が変わります
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

1
2019
平成31年



「年頭のごあいさつ」

あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、会員の皆様にはご健勝で新しい年をお迎えになられたことと存じ、謹んでお慶びを申し上げます。

また、旧年中は、当協会の事業運営につきまして、多大なるご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

昨年は集中豪雨による災害が多発いたしました。最近の自然災害は従来の常識を超える猛威を感じる箇所があります。被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、我が国の社会保険制度は国民生活において欠かせない制度ですが、急速な少子高齢化・人口減少が進行し、豊かな老後のため安心できる年金制度や健康保険制度等に対する期待とともに、その関心は益々高まっています。

このような状況の中、私ども社会保険協会は皆様方のご期待に沿うよう社会保険制度の普及・周知に、より一層努力をするとともに、健康づくりや社会保険事務講習会等各種事業を開催し、被保険者やご家族の皆様方の健康並びに福利増進に努めてまいり所存でございますので、本年も引き続き会員の皆様方のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亥年の本年が、皆様方のご多幸と会員企業様のご発展を心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



一般財団法人 広島県社会保険協会
会長 黒木正純

新年おめでとうございます。

被保険者の皆様、事業主の皆様には、平素より年金制度の円滑な事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構は、本年で平成22年の発足から10年目を迎えました。

現在、当機構では、お客様の重要な年金個人情報保護の保護を確実に行うこととして、組織面、技術面、業務運営面を全般的に見直し、組織を挙げて様々な改革に取り組んでいます。

今後も、基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理及び相談などの業務に傾注し、全力で各般の取り組みを進めていくとともに、公的年金制度に対する国民の皆様方の理解や信頼を得るべく不断の努力を続けていくことが何よりも重要と考え、各種サービスの向上・改善などを推進してまいります。

本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構
広島東地域代表年金事務所
所長 松永省三

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに清々しく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、役員及び会員の皆様には、旧年中は弊協会の事業運営に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて今後、少子高齢化の進展、医療の高度化、高額な新薬の出現等により、更なる医療費の伸びが見込まれます。加えて、広島県は健診の受診率が低く、健康寿命が極めて低位という大きな課題もあります。こうした中、弊協会では加入者の皆様の健康度向上、医療費適正化のため様々な事業に注力していますが、その根幹を為す施策が健康経営の推進です。この健康経営を広めていくため、「ひろしま企業健康宣言」に参加いただく企業を募集しています。広島支部ではこれまで750社以上の企業様に宣言いただき、積極的に健康づくりに取り組んでいただいております。

こういった取り組みで健康な人が増えれば、組織の活性化や人材の充実が期待できます。さらには医療費適正化にもつながり、健康保険料率も抑制されます。是非この好循環を構築していきたいと考えております。

健康への取り組みや実績が健康保険料率に反映するインセンティブ制度も始まりました。

私共も精一杯健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、どうぞ本年も、弊協会に対しまして、格別のご協力とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして、より明るく素晴らしい一年になることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会 広島支部
支部長 神田和幸



日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届は忘れずにご提出ください

被保険者に賞与の支払いを行ったときは、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要です。

● **賞与支払予定月をあらかじめ登録されている事業所**

…賞与支払届等の用紙が、支払月の前月に送付されます。

● **賞与支払予定月が登録されていない事業所**

…用紙は送付されませんので、管轄の年金事務所へお申し出ください。用紙を送付させていただきます。

なお、賞与支払予定月を登録しているが、賞与の支払いがなかったときは、「被保険者賞与支払届総括表」の「不支給：1」に○印をつけたうえで総括表のみを提出してください。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● **資格取得月・資格喪失月の取扱い**

- 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届け出が必要となり、保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届け出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届け出が必要です。

※ 将来の年金額に反映されるのは、保険料の対象となったものです。



保険料額は、標準賞与額に、支給された月における健康保険料率・介護保険料率、厚生年金保険料率を乗じて算出し、事業主と被保険者が折半して負担します。

「賞与支払届」の提出はオンライン申請（電子申請）で！

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるのをご存知ですか。

年金事務所の窓口に行かなくてもe-Gov:電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp/>）から、24時間いつでも申請・届出できます。この機会に、オンライン申請の利用をご検討ください。

特に次のような場合は、すでにオンライン申請できる環境が整っている可能性があります。

- CDやDVDを利用して届出している場合 ➡ 作成したデータが利用できます。
- 税金関係の手続きをオンライン申請している場合 ➡ お持ちの電子証明書※が利用できます。

※利用可能な電子証明書は日本年金機構ホームページでご確認ください。

オンライン申請利用マニュアル・照会窓口のご紹介

- ◆ オンライン申請利用マニュアル一覧(<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)
- ◆ e-Gov電子申請講習会資料(<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>)
- ◆ 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570-007-123
 - ・ナビダイヤル「2」を押してください。
 - ・050から始まる電話でおかけになる場合は「03-6837-2913」にお電話ください。

日本年金機構からのお知らせ

平成30年中に国民年金保険料を納付された皆様へ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が昨年11月上旬に日本年金機構本部から送付されています。確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、平成30年10月2日から12月31日までの間に、平成30年に初めて国民年金保険料を納付された方については、今年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができる場合がありますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

年金受給者の皆様へ

源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となっています。そのため、老齢年金を受けている方には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に順次送付されます。確定申告の際に提出してください。

紛失した時などは再発行できますので、年金事務所又は『ねんきんダイヤル』（☎0570-05-1165）までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

詳しくは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください

- ◆ 広島東年金事務所 ☎ 082-228-3131
- ◆ 広島西年金事務所 ☎ 082-535-1505
- ◆ 広島南年金事務所 ☎ 082-253-7710
- ◆ 福山年金事務所 ☎ 084-924-2181
- ◆ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691
- ◆ 呉年金事務所
東広島分室 ☎ 082-493-6301
- ◆ 三原年金事務所 ☎ 0848-63-4111
- ◆ 三次年金事務所 ☎ 0824-62-3107
- ◆ 備後府中年金事務所 ☎ 0847-41-7421



全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

平成30年度「医療費のお知らせ」送付のご案内

加入者の皆様にご自身の医療費について確認いただき、健康や医療費に対する関心を高めていただくことを目的として「医療費のお知らせ」を年1回発行しております。

《事業所担当者様へお願い》

平成30年度の医療費のお知らせは、**平成29年11月～平成30年9月受診分**までのものを、**平成31年1月下旬から2月上旬**に事業所へお届けします。
被保険者様に、**開封せずに**、配付をお願いいたします。



《被保険者様へお知らせください》

「医療費のお知らせ」を医療費控除に活用される場合、以下のことにご注意ください。

- ◆平成30年10月～平成30年12月受診分については「医療費のお知らせ」には記載されませんので、医療機関等から受け取った領収書に基づき「医療費控除の明細書(※)」を作成し、申告書に追加して添付してください。
 - ◆平成30年1月～平成30年9月に受診された医療費についても、診療報酬明細書(レセプト)の請求の遅れなどの理由により記載されない場合があります。こうした場合も、領収書に基づき「医療費控除の明細書(※)」を作成してください。
 - ◆「医療費のお知らせ」に記載されている金額が実際に支払った額と異なる場合(後日、高額療養費の支給を受けた場合など)は、訂正していただく必要があります。
- ※「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページに掲載されています。

医療費控除の申告に関するご質問は、国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署へご相談ください。

宣言事業所
750社突破!
(平成30年11月末時点)

『ひろしま企業健康宣言』参加企業の募集

～ひろしま企業健康宣言とは??～

経営者が健康宣言を行い、従業員の健康維持・増進に取り組むことが、健康経営の第一歩となります。

日本健康会議の「健康経営優良法人認定制度」へのステップアップも可能で、企業イメージや認知度のアップにもつながります。

「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

広島支部では、皆様の健康づくりを全力でサポートさせていただきます!
一緒に健康経営へ取り組んでいきましょう!



健康宣言の流れ

Step① エントリーシートの提出

広島支部ホームページからダウンロードし、ファックスまたは郵送でご提出ください。後日、健康宣言証をお送りしますので、目立つ所にご掲出し、積極的なPRをお願いします。

Step② 健康宣言プランの実践

実効性を高めるため、広島支部の健康講座等も是非ご利用ください。

Step③ チェックシートで協会けんぽに報告

広島支部から年1回届くチェックシートにて、年度末までの取り組み状況をご報告ください。認定基準を充足すれば、認定証をお送りします。

健康宣言事業所様について

- ◆広島支部ホームページ内で事業所名を公表します(未公表対応可)。
- ◆貴社の広報媒体やハローワーク等の求人票に記載し、イメージアップにご活用ください。
- ◆他の模範となる事業所様は、好事例として紹介させていただきます。表彰制度もあります。

全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

傷病手当金・出産手当金記入時の注意事項について

傷病手当金・出産手当金については、受付よりおおむね2週間程度でお支払いとなります。
しかしながら、申請書の記載内容に不備やもれがあるため、いったん書類をお戻しすることになり、お支払いが遅れるケースが見受けられます。
不備やもれが多いケースをまとめましたので、ご申請の前に確認☑をお願いします。

被保険者記入用ページ（1・2ページ目）について

- 振込先指定口座をゆうちょ銀行にされている場合、支店名は三桁の数字になっていますか？

ゆうちょ銀行の口座には、振込用の「口座番号」と、「番号」があります。
お振込みにあたっては、「口座番号」をご記入ください。

- 仕事の内容は記入していますか？
- ケガによる申請の場合、『負傷原因届』は添付していますか？
- 訂正した部分がある場合、被保険者の印にて訂正印を押していますか？



事業主記入用ページ（3ページ目）について

- 勤務状況と賃金支払状況は、申請期間を含む賃金計算期間について記入していますか？
※出勤簿と賃金台帳の写しの添付は不要です。

例) 申請期間が、5月6日から5月26日までの申請の場合（給与締日15日）
①4月16日から5月15日まで { 2ヶ月間の勤務状況と賃金支払い状況を
②5月16日から6月15日まで { ご記入ください。

- 被保険者氏名、賃金内訳の単価、証明日は記入していますか？

証明は、給与締日を経過してから記入してください。

- 申請書にメモ等の糊付けはしていませんか？

申請書はスキャナで読み取りますので、メモ等を糊付けしないでください。
勤務状況等を3ヶ月を超えて証明する場合は、申請書の3ページ目を2枚ご用意ください。
なお、2枚にわたって記入される場合は2枚ともに証明印が必要です。

- 訂正した部分がある場合、事業主の印にて訂正印を押していますか？

旬な健康
情報満載♪

お得で便利な広島支部メール
マガジンにご登録ください！

【ご登録方法】

広島支部ホームページまたは右記の二次元コードより、必要事項を入力してメールアドレスを登録してください。FAXまたは郵送でのお手続きご希望の方は、登録用紙をお届けしますのでご連絡ください。



《問い合わせ先》

全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部
TEL：082-568-1011
受付時間：平日8:30~17:15
URL：http://www.kyoukaikenpo.or.jp/



広島県社会保険労務士会

「働き方」が変わります

労働基準法などの労働関係法の改正が順次施行されます

有給休暇の義務的付与（31年4月）

使用者は、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

時間外労働の上限規制が導入されます！（中小 32年4月）

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されます！（日本版同一労働同一賃金）（中小 33年4月）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給、手当、賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

その他

労働者に関する健康管理措置の徹底、労働者派遣など多くの改正があります

「働き方改革」というと、すでに聞きなれたフレーズとなっていますが、「なぜ？」という疑問はつきまっています。結論から言うと「みんなのため」となるのですが、日本の人口は毎年30万人以上が減少してきます。放置すると、国全体で「過疎化」が進み「活力」が失われ、現在の利便的で物質的に裕福な暮らしを継続する事さえ危うい状態です。

そうしないための方策である「働き方改革」は多様な人々の能力活用と、一人当たりの労働生産性の向上「働きやすく」「働き甲斐のある」職場づくりを目標としており、社会保険労務士会も率先して「働き方改革」を推奨し、個々企業に合った方法、進捗度でアドバイスを実施しています。

街角の年金相談センター（ご案内）

街角の年金相談センターでは、厚生年金保険・国民年金の受給に関する相談・年金見込額・各種手続き等を無料で行っております。是非、ご利用ください。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く）**街角の年金相談センター広島**

広島市中区橋本町10番10号 広島インテスビル1階

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1番21号 エストパークビル6階

※ なお、電話での“年金相談”は行っておりません。

社会保険協会からのお知らせ 会員特典事業

平成30年度 社会保険事務担当者養成講座・キャリアアップセミナーを開催しました。

社会保険事務担当者養成講座（広島・福山会場）は、6月から毎月1回開催し、11月で全6回コースを終了しました。2会場において延べで687名の皆様にご参加いただきました。同様に、上級者向けのキャリアアップセミナー（広島会場）も開催し、延べ218名のご参加をいただきました。なお、養成講座においては7月に協会けんぽから「健康保険に関する事務手続きについて」、10月には日本年金機構から「電子申請・扶養認定事務の変更点等」の分かり易くタイムリーな話題で、制度解説等ご協力をいただきました。



年金ライフプランセミナーを開催

平成30年9月1日（広島会場）、9月8日（福山会場）において、ファイナンシャルプランナーからは、「ライフプランと資金計画」の演題で、これからの人生を自分らしく暮らすためにライフプランの必要性やその立て方、資産管理・運用のお話や終活について面白く、社会保険労務士からは「定年退職後の年金と保険」の演題で、年金の受給や医療保険の加入等について、これから実際に携われる手続き等丁寧に説明があり、皆さん楽しみながらも真剣に受講されていました。



DVD貸出のご案内

- Kenko Cafe Story 全4巻
1. はじめてのウォーキング&ジョギング
 2. 若々しい身体をキープ！エクササイズ&ダイエット
 3. Good-bye ストレス
 4. 正しく知れば怖くない がんのお話
- 外、ご希望に合ったものをホームページからもお選びください
- DVDは、会員の方に無料で貸し出しておりますので、ご希望の方はFaxまたは郵送にてお申し込み下さい。

平成30年度 施設利用補助券

ご利用されていない会員の皆さま、まだ間に合います！健康増進事業の温泉や観光の補助券をお申込ください。

寒い冬にお近くの温泉施設でぽかぽかと暖まってください。

※利用補助に関する情報は、ホームページをご覧ください。



《編集室》

広報紙の発刊にあたって

平成22年5月から紙媒体での広報を休止しておりましたが、今回、発行を再開することといたしました。（今年は3回1・4・8月号の発行予定）広報としてインターネットのホームページでの充実を図るだけでなく、広報紙として、実際にお手元に的確な情報をお届けすることが社会保険協会の使命と感じております。これからも益々当協会をご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。